

平成 2 1 年度

特定 J A S 規格等検討・普及推進委託事業

応 募 要 領

平 成 2 1 年 4 月

農林水産省消費・安全局

平成21年度特定JAS規格等検討・普及推進委託事業応募要領

平成21年度特定JAS規格等検討・普及推進委託事業（以下「本事業」という。）実施要領（以下「実施要領」という。）4「特定JAS規格等検討・普及推進委託事業応募要領」に基づき、本応募要領を定めます。

1 事業名

平成21年度「特定JAS規格等検討・普及推進委託事業」のうち、2(2)アからエの事業

2 事業実施の目的及び概要

(1) 事業実施の目的

食品に関する消費者の関心が高まっている中で、消費者ニーズ等を的確に反映したJAS規格の制定、JAS規格の市場への定着を推進することにより、消費者の「食」に対する信頼を確保することが重要となっている。

こうした状況を踏まえ、品質や性能等について定めた一般JAS規格はもちろん、有機食品の生産方法を定めた有機JAS規格、事業者が伝える食品の生産情報が正確であることを第三者機関が認証する生産情報公表JAS規格、特別な生産や製造方法等について定めた特定JAS規格など、特色あるJAS規格等の導入・普及を進めてきたところである。

本事業は、これら特色あるJAS規格等について、JAS規格等の導入を検討するとともに、JAS規格の付加価値についての普及啓発、消費者と事業者との交流会の開催等により、総合的にJAS規格の普及を推進することを目的とする。

(2) 事業実施の概要

消費者ニーズ等を反映したJAS規格等の導入の検討、特色のあるJAS規格等の総合的な普及啓発等を図るため、以下の事項のうち、アからエに係る事業を実施する。

ア 特色あるJAS規格制定等のための調査検討の実施

イ 特定JAS製品等の購買活動につながる消費者への普及啓発の推進

ウ 特定JAS製品等の製造、流通及び販売の拡大につながる事業者への普及啓発の推進

エ 検査認証の信頼性向上のための登録認定機関への研修会の開催等

オ JAS規格等で規定された検査方法の妥当性の確認の実施

3 2(2)アからエの事業に関する予算額（契約限度額）

予算額（契約限度額）は40,697,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。

なお、予算上の制約から、年度の途中において委託契約限度額を減額する場合がある。

4 応募資格

本事業に応募できる者は、次の(1)及び(2)の双方に該当する者とする。

(1) 対象者

民間事業者、独立行政法人、国立大学法人、認可法人及び民間団体。

また、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という。）の中から本公募に係る代表者を選定すること。そのものは、グループを代表して、本公募に係わる連絡調整等を国との間で行うものとする。なお、グループを構成する全ての者が以下(2)「参加資格」に記載する全ての要件に適合している必要がある。

(2) 参加資格

次の各号の全てに該当する者

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 平成19・20・21年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の資格を有する者であること。

なお、競争参加資格のない者は、平成21年4月30日（木）までに競争参加資格を登録することとする。

（競争参加資格登録についての問合せ先）
農林水産省大臣官房経理課調達班
電話 03-3591-6753

エ 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者であること。

オ 当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有している者であること。

5 契約期間

本事業の実施期間は、委託契約締結の日から平成22年3月12日までとする。

本事業に係る契約は、委託契約予定者と委託契約の協議が整い次第、国との間で締結する。

6 参加表明書に関する事項

本委託事業へ参加を希望する者は、「参加表明書」（別紙様式第1号）に記入の上、以下の(1)から(3)までの添付書類と併せて、19「問い合わせ先」に提出する。（郵送は可とするが期限までに必着のこと。）ただし、参加表明書に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書を無効とする。また、複数者による共同提案の場合は、そのグループを構成する全ての者の連名により提出すること。なお、提出された参加表明書及び添付書類等は返却しない。

- (1) 業務内容等を示したパンフレット（又はリーフレット）
- (2) 民間企業等にあつては営業経歴書及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準ずるもの）を、民間企業等以外の者にあつては、定款又は寄附行為及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準ずるもの）
- (3) 4(2)ウを証するものとして、総務省から通知のあつた「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し
（競争参加資格登録を行っている者にあつては、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の取得後速やかに提出すること。）

<募集期間等>

平成21年4月9日（木）から平成21年4月28日（火）まで
受付曜日：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
受付時間：10：00～12：00及び13：00～17：00

7 応募する企画提案（企画提案書）の内容

6の参加表明書を提出した者（以下「参加者」という）は「企画提案書」（別紙様式第2号）を作成するものとする。

企画提案書には、2「事業実施の目的及び概要」を踏まえつつ、次の項目及び内容を提案するものとする。複数者による共同提案の場合は、そのグループを構成する全ての者の連名により作成するものとする。

- (1) 特色あるJAS規格制定等のための調査検討の実施（「環境に配慮した食品規格に関する調査・検討」：環境に配慮した食品規格制度の現状把握を行い、JAS規格制定に向けた検討を行う。）
 - ア 環境に配慮した食品規格制定に向けた検討委員会を開催する。（事業計画、検討委員会の構成、検討内容）
 - イ 環境に配慮した食品規格制定に向け、国内外の環境に配慮した食品規格及びその認証制度の実態や消費者・事業者ニーズ等の把握に関する調査等を行う。（事業計画、調査対象、調査項目及び調査方法）
 - ウ 調査等の結果を踏まえてJAS規格制定に向けた課題等の絞り込みを行う。（絞り込むための考え方及び方針）
 - エ 必要に応じて更なる調査・検討の実施（更なる調査の方向性）
- (2) 特定JAS製品等の購買活動につながる消費者への普及啓発の推進（JAS製品は品質や作り方を保証されているだけでなく、その製造工場や農場が国の定めた基準に適合しているか、第三者機関である登録認定機関がチェックして認定していることなど、JAS製品の背景や付加価値を消費者に理解させる。また、イトウを連携して行うなど、効率的な事業計画を示すこと。）
 - ア 消費者への普及啓発のための検討委員会を開催する。（事業計画、検討委員会の構成、検討内容）
 - イ 消費者と事業者との交流会を開催する。（事業計画、実施方法、開催周知の方法、開催の効果の把握：実績を示すなど、イベント実施に支障がないことを示すことが望ましい。）
 - ウ 消費者にJAS製品の味、香りなど五感に訴える情報を発信するため、JA

S製品を直接消費者の口に届けている外食産業事業者等と連携した事業を開催する。(事業計画、実施方法、事業をPRする手法、効果の把握：PRにおいてはJAS製品がどのように生産されているか、生産の裏側を伝えるPR方法を、一般消費者に対していかに伝えるか、手段、媒体、方法など具体的に示すこと。)

エ パンフレットによる普及方法の検討(検討方法、作成部数、配布先、効果の把握)(平成19年度事業は、本年度に作成したパンフレット「くらしにいかそうJASマーク」は小学校高学年以上の者に理解できるような内容にしてあり、東京都23区や政令指定都市にある小学校高学年に配布したところ。この状況を踏まえ、更なる検討を行うこと。)

(3) 特定JAS製品等の製造、流通及び販売の拡大につながる事業者への普及啓発の推進(JAS製品は自己の品質管理のみならず、製造業者等が第三者である登録認定機関からもその品質管理や作り方を確認されていること、年一回以上行われる監査により、品質管理や生産方法を守っているかチェックされているなど、信頼性が高いことを、事業者等に理解させることにより、JAS製品の取扱量拡大を図る。)

ア 事業者への普及啓発のための検討委員会を開催する。(事業計画、検討委員会の構成、検討内容)

イ 特色あるJAS規格等に関する情報を、製造業者を含め広く普及するための講習会を開催する。(事業計画、実施方法、開催周知の方法、開催の効果の把握：一般消費者向け説明会実施に支障がないことを示すことが望ましい。)

ウ 特色あるJAS規格等を量販店関係者に認識してもらうとともに、JAS製品の商談にもつながるイベントへの出展(例：フードックスジャパン等)(事業計画、実施方法、認定事業者との調整、開催効果の把握：実績を示すなど、大型イベント実施に支障がないことを示すことが望ましい。)

エ 量販店関係者の特定JAS製品等の理解を深めることにつながる説明配布用ツールの検討(平成20年度事業において、JAS製造(生産)者が取引先にJAS製品の付加価値、優位性等を簡単に説明する目的で作成したリーフレットの配布状況を踏まえ、更なる検討を行うこと)(内容、作成部数、配布先、効果の把握：実績を示すなど、販売促進実施に支障がないことを示すことが望ましい。)

(4) 検査認証の信頼性向上のための登録認定機関への研修会の開催等(個々の登録認定機関による認定業務のバラツキをなくすための講習等を行い、登録認定機関全体のレベルアップを図る。)

ア 検査認証制度ハンドブックの検討(検討方法、作成部数、配布先、配布の効果の把握：国内外の有機食品認証制度及び有機農業や食品製造に関する知識を有することが望ましい。)

イ 判定員の能力向上のための研修会を開催する。(事業計画、実施方法、開催周知の方法、効果の把握：JAS制度や有機食品認証制度に関する知識を有すること有することが望ましい。また、登録認定機関が自ら行う内部研修会との共同開催等、当該研修により、関連情報の共有化を図るとともに、判定業務に必要な知識や技術の向上に資する事業内容とすること。)

ウ 検査員等の育成のための研修会を開催する。(事業計画、実施方法、開催周

知の方法、効果の把握：JAS制度や有機食品認証制度に関する知識を有することが望ましい。また、登録認定機関が自ら行う内部研修会との共同開催等、当該研修により、関連情報の共有化を図るとともに、検査業務に必要な知識や技術の向上に資する事業内容とすること。）

(5) 見積書（積算内訳）（別紙様式第3号）

8 その他の提出書類

参加者は、企画提案書及び積算内訳の他、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 過去に類似事業の実績があれば、これに関する資料（任意様式）

(2) その他参考となる資料

9 企画提案書及びその他の書類の提出期限・提出先・提出部数

(1) 参加者は、企画提案書及びその他の書類（以下「企画提案書等」という。）を15部（正1部、副14部）を19「問い合わせ先」に、平成21年4月28日までに郵送又は持参にて提出すること。

(2) 提出する企画提案書等は、1者に付き1点に限る（複数者による共同提案の場合は、1グループ1点に限る）。また、企画提案書等を提出しなかった参加者については、失格とする。

10 審査方法

(1) 企画提案会の開催等

企画提案書等の審査を行うため、参加者が企画提案書等の内容について説明する企画提案会を平成21年5月11日（月）から平成21年5月22日（金）までの間に農林水産本省庁舎内において開催する。各者の提案時間は1者につき30分間以内とし、開催日時等は、参加者に別途連絡する。なお、企画提案会において説明を行わなかった参加者は失格とする。

(2) 契約候補者の選定等

企画提案会での説明等を踏まえ、提出された企画提案書について、11「審査基準」に基づいて採点・審査を行い、採点した得点の最上位の者を本事業の委託契約候補者として、支出負担行為担当官農林水産省消費・安全局長（以下「支出負担行為担当官」という。）に推薦するものとする。

ただし、委託契約候補者から契約候補辞退届（別紙様式第4号）の提出があった場合は、採点した得点が次に高かった者を委託契約候補者として、支出負担行為担当官に推薦するものとする。

なお、審査は非公開とする。

11 審査基準

企画提案書等の採点及び委託契約候補者の選定は、次の基準に従って行う。なお、

審査は、本事業の目的達成の実現度に主眼を置いており、事業内容については、企画提案書等を基本としつつ、行政施策の状況を踏まえて調整させていただくことがあることをご留意願いたい。

(1) 応募資格

4「応募資格」を有しているか。

(2) 経理処理能力の有無（区分経理、内部牽制体制）

本事業の目的を達成するための、管理部門の構成は適切か。

(3) 事業の理解度

本事業の目的を的確に理解しているか。

(4) 特色ある J A S 規格制定等のための調査検討の実施について

環境に配慮した食品規格制定等のための検討の実施についての提案は、本事業の目的を達成するため、適正か。

(5) 特定 J A S 製品等の購買活動につながる消費者への普及啓発の推進について

特定 J A S 製品等の購買活動につながる消費者への普及啓発の推進についての提案は、本事業の目的を達成するため、適正か。

(6) 特定 J A S 製品等の製造、流通及び販売の拡大につながる事業者への普及啓発の推進について

特定 J A S 製品の製造、流通及び販売の拡大につながる事業者への普及啓発の推進についての提案は、本事業の目的を達成するため、適正か。

(7) 検査認証の信頼性向上のための登録認定機関への研修会の開催等について

検査認証の信頼性向上のための登録認定機関への研修会の開催等についての提案は、本事業の目的を達成するため、適正か。

(8) 予算計画について

事業にかかる経費が、事業内容と比較して適切か。

(9) 全事業の実施体制

事業の実施体制は適切か。

(10) J A S 制度に対する知見

本事業を実施するにあたり、J A S 制度について適切な知見を有しているか。

(11) 目標達成の実現度

以上を勘案の結果、目標達成の実現度が高いか。

12 審査結果の通知

審査結果は、企画提案会開催後 4 週間以内に、全ての参加者に対し文書により通知する。

13 企画提案に要する費用の負担

本事業の応募に要する一切の費用は、各参加者が負担する。

14 企画提案書等の返却の可否等

(1) 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。

(2) 企画提案書等は、採点等本事業に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。

15 企画提案書等に使用する言語

企画提案書等に使用する言語は日本語とする。

16 契約保証金の扱い

会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金額の納付は、予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除する。

17 委託費の支払い方法

委託費の支払いは、本委託事業の委託費の額が確定した後、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に行うものとする。

ただし、受託者の請求により、必要があると認められる金額については、概算払いをすることができる。

18 成果品（著作権等）の帰属等

本事業により取得した著作権については、支出負担行為担当官消費・安全局長が承継するものとする。

19 問合せ先

本応募要領等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局表示・規格課食品規格班（本館4階、ドア番号「本477」）

電話：03（6744）2098（ダイヤルイン）

FAX：03（3502）0594

担当：課長補佐 中村、 企画調整係 渡部（わたなべ）

(別紙様式第1号)

番 号
年 月 日

農林水産省消費・安全局表示・規格課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

「平成21年度特定JAS規格等検討・普及推進事業」
参加表明書

平成21年度特定JAS規格等検討・普及推進事業の事業企画に関する提案へ参加します。なお、別添のとおり資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出します。

(担当者)
所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX番号
e-mail

(共同提案の場合は、代表者の担当を記載すること)

(別紙様式第2号)

番 号
年 月 日

農林水産省消費・安全局表示・規格課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

「平成21年度特定JAS規格等検討・普及推進事業」
企画提案書の提出について

平成21年度特定JAS規格等検討・普及推進委託業務を受注したいので、
別添のとおり企画提案書を提出します。

(別紙様式第3号)

「平成21年度特定JAS規格等検討・普及推進委託事業」
見積書（積算内訳）

区 分	予 算 額	備 考
ア 特色あるJAS規格制定等のための調査検討の実施 ① 諸謝金 ② 旅費 ③ 事務費 イ 特定JAS製品等の購買活動につながる消費者への普及啓発の推進 ① 諸謝金 ② 旅費 ③ 事務費 ウ 特定JAS製品の製造、流通及び販売の拡大につながる事業者への普及啓発の推進 ① 諸謝金 ② 旅費 ③ 事務費 エ 検査認証の信頼性向上のための登録認定機関への研修会の開催等 ① 諸謝金 ② 旅費 ③ 事務費	千円	
合 計		

- (注) 1 備考欄には、各区分の欄の経費について算出基礎を記入し、必要に応じ説明を付すること。
2 複数者による共同提案の場合は、そのグループを構成する者ごとに積算内訳を別業にて作成する。
3 必要に応じて、資料を添付する。

(別紙様式第4号)

番 号
年 月 日

農林水産省消費・安全局表示・規格課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

「平成21年度特定JAS規格等検討・普及推進事業」
契約候補辞退届

平成21年度特定JAS規格等検討・普及推進委託事業に関する契約候補
について〇〇〇〇の理由により、辞退します。